

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県東松山市大字下唐子1594番地

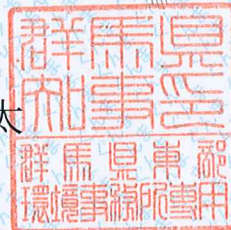
氏 名 株式会社浜屋

代表取締役 小林一平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 6年 7月11日

許可の有効期限

令和11年 7月10日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 元年 7月11日 新規許可

令和 4年 5月20日 変更許可

令和 6年 7月11日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無